

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則

(国保医療課)

一

## 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同企画社会推進課)

一

○有害図書類の指定

( )

一

○道路の区域変更(三件)

(道路課)

二

○道路の供用開始(二件)

( )

三

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表

人事委員会

三

人事委員会

○公開口頭審理の開催

三

## 規 則

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則(平成十七年宮城県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 5 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第二条の規定の適用については、同条中「合算額の見込額」とあるのは、「合算額の見込額から法附則第二十四条の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額」とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則第一条の規定は、平成二十二年度の調整交付金から適用する。

## 告 示

○宮城県告示第五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 栗原市体育協会

一 代表者の氏名 菅原 信行

二 主たる事務所の所在地 栗原市若柳字川南道伝前百二十五番地二

三 定款に記載された目的 協会は、栗原市民の体力向上と健康の増進を図り、生涯スポーツを通して明るく豊かな暮らしと生きがいに満ちた市民生活の形成に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年十月十八日

○宮城県告示第五十九号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	恋愛Revolution 12月号	(株)宙出版
		19667・12	

二	雑誌	恋愛白書パステル 12月号	19625・12	12月号	株式会社
三	雑誌	禁断エデン	18816・12	12月号	株式会社
四	雑誌	まんがグリム童話 12月号	08305・12	12月号	株式会社
五	雑誌	無敵恋愛エスガール 12月号	08577・12	12月号	株式会社
六	雑誌	お宝 エンジョイ マックス VOL.4	01902・12	12月号	株式会社
七	雑誌	ラブキス 12月号	19147・12	12月号	株式会社
八	雑誌	miniパラ 12月号	08493・12	12月号	株式会社
九	雑誌	黄金のGT 12月号	12259・12	12月号	株式会社
十	雑誌	上級恋愛ミント 12月号	04593・12	12月号	株式会社
十一	雑誌	恋愛宣言PINKY VOL.3	15166・12	12月号	株式会社
十二	雑誌	裏モノJAPAN 12月号	01805・12	12月号	株式会社
十三	雑誌	月刊エンタメ 12月号	02053・12	12月号	株式会社
十四	雑誌	週刊実話 ザ・タブー	20327・12/8	12月号	株式会社
十五	雑誌	BUBKA 12月号	17885・12	12月号	株式会社
十六	雑誌	BLACK BOX 12月号	17843・12	12月号	株式会社
十七	雑誌	COMIC すもも VOL.2	24407・11/12	12月号	株式会社
十八	雑誌	ヤングアニマル嵐 No.12	28307・12/1	12月号	株式会社

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間	石巻市雄勝町立浜字天神一番三地先から 同市同町大浜字袖浜八番地先まで	
	前	後
変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	四・五〇 三〇・〇	七六九・〇
	八・一〇 四・五〇	七〇九・〇
	七・一〇 三〇・〇	七〇九・〇
	八・一〇 三〇・〇	七〇九・〇
備考	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

○宮城県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台館腰線
- 三 道路の区域

変更の区間	名取市愛島小豆島字松崎六五番一地从先から	
	前	後
変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	二八・〇〇 三三・一六	九九・五

宮城県知事 村 井 嘉 浩

同市愛島小豆島字宇賀崎一・二番一・二地先まで

後	二八・〇 三二・九	九九・五
---	--------------	------

○宮城県告示第十六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 仙台岩沼線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市南長谷字玉崎一五一番一・二地先から 同市南長谷字玉崎一四五番一・二地先まで		前	二〇・五	四二・〇
		後	一三・五 四二・〇	四二・〇

○宮城県告示第十六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄 勝線	石巻市雄勝町立浜寺下一〇番五地先から 同市同町大浜字袖浜五〇番一・二地先まで	平成二十二年 十一月十九日

○宮城県告示第十六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台岩沼線	岩沼市南長谷字玉崎一五一番一・二地先から 同市南長谷字玉崎一四五番一・二地先まで	平成二十二年 十一月十九日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があつた平成二十二年分及び平成二十二年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十二年十一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

### 人事委員会

○元教育職員新山伸一に対する平成二十二年三月十八日付け懲戒処分について、第二回口頭審理を次により行う。

平成二十二年十一月十九日

宮城県人事委員会

一 日時

平成二十二年十二月二十二日 午前九時三十分

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎 十二階 一〇七会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。

なお、傍聴者の入場は、午前九時からとします。